

栃木県における咽頭結膜熱の発生動向について

栃木県保健福祉部感染症対策課

令和5(2023)年11月30日

●県内における定点当たり報告数

	令和5(2023)年								
	第39週	第40週	第41週	第42週	第43週	第44週	第45週	第46週	第47週
	9/25-10/1	10/2-10/8	10/9-10/15	10/16-10/22	10/23-10/29	10/30-11/5	11/6-11/12	11/13-11/19	11/20-11/26
	[9週前]	[8週前]	[7週前]	[6週前]	[5週前]	[4週前]	[3週前]	[2週前]	[前週分]
県内報告数	37	31	38	64	69	74	113	86	136
定点当たり	0.77	0.65	0.79	1.33	1.44	1.54	2.35	1.79	2.83

※上記の「県内報告数」は、県内で指定された小児科定点(48医療機関)からの1週間当たりの患者報告数(人)を意味し、「定点当たり」は、1週間に1定点医療機関からどのくらいの報告数(平均:人)があったかを表す数値です。

●第47週分の保健所管内別内訳

保健所	宇都宮	県西	県東	県南	県北	安足	合計
報告数	53	5	5	57	13	3	136
定点当たり	4.82	1.00	1.25	5.18	1.30	0.43	2.83

●保健所管内別報告数の推移(令和5(2023)年第44週から第47週まで)

	第44週		第45週		第46週		第47週	
	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり	報告数	定点当たり
宇都宮市	38	3.45	53	4.82	44	4.00	53	4.82
県西	0	0.00	1	0.20	1	0.20	5	1.00
県東	1	0.25	2	0.50	4	1.00	5	1.25
県南	20	1.82	20	1.82	20	1.82	57	5.18
県北	12	1.20	27	2.70	14	1.40	13	1.30
安足	3	0.43	10	1.43	3	0.43	3	0.43

※咽頭結膜熱の警報レベルについて

咽頭結膜熱の警報レベルは、県内各保健所定点当たり3人以上の場合に該当し、終息基準値1人を下回るまで継続します。なお、注意報レベルの基準値は設定されていません。

下線 _____ : 警報レベルを超えた地区及び定点当たり報告数 [定点当たり 3以上]
(終息基準値1を下回るまで継続される)

(国立感染症研究所の感染症発生動向警報システムによる)

各保健所管内定点数及び担当区域(令和5年度)

県西健康福祉センター 5: 鹿沼市、日光市
 県東健康福祉センター 4: 真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
 県南健康福祉センター 11: 小山市、上三川町、下野市、野木町、栃木市、壬生町
 県北健康福祉センター 10: 大田原市、那須町、那須塩原市、矢板市、塩谷町、さくら市、高根沢町、
 那須烏山市、那珂川町
 安足健康福祉センター 7: 足利市、佐野市
 宇都宮市保健所 11: 宇都宮市
 [合計 48]